

『東大寺要録』所収「戒和上次第」について

——初代から十八代までを中心として——

真 田 尊 光

(高野山大学)

はじめに

東大寺戒壇院での授戒を掌る戒和上の記録は、『東大寺要録』（以下『要録』）巻五別当章第七所収「戒和上次第」（以下「戒和上次第」）にその全容が記されており、先行研究の多くが同書を引用している。しかしながら、私見では戒壇院濫觴期における戒和上の記録、つまり奈良時代末から平安時代初期にかけて戒和上に就任した僧侶の年齢や僧綱位の就任年などの記録には、他の同時代史料との齟齬が数多く見受けられる。にもかかわらず、先行研究においては「戒和上次第」の信憑性についてあまり検討されてこなかったようである。そこで「戒和上次第」を基本的な史料に、『僧綱補任』をはじめ他の史料と比較参照することによって、八世紀後半から九世紀末まで、すなわち初代から十八代までの東大寺戒壇院戒和上について検討していきたい。

一 『東大寺要録』所収「戒和上次第」に関する先行研究

東大寺戒壇院戒和上についての総括的な考察は、徳田明本氏の研究に代表される。⁽¹⁾ ただし、徳田氏は奈良末平安時代初期にかけての戒和上に関しては「戒和上次第」の記述内容を率直に受け入れられ、「要録記載の戒和上のうち第一代より平安初期第二十七代までは名実ともに律宗の代表者であり僧綱職の一員として律師に補任せられ、そのうち八人は昇進して大僧都に昇っているが、これらの初任が平均八十才という高令者で長寿の人が次第に昇進したものとされる」と述べられている。したがって、徳田氏の研究によって東大寺戒壇院戒和上の歴史的な変遷については概要を把握できるが、「戒和上次第」自体の信憑性については問題が残ったままであると言える。

ところで、戒壇院戒和上と密接な関係にある唐招提寺の研究では、「戒和上次第」が同寺の金堂建立年代を推測する際の重要な補足史料に位置づけられてもきた。すなわち、唐招提寺金堂の建立年代は、文献史料には明瞭な記載がなく、鑑真的弟子如宝が檀越を率いて建立したと伝えられているのみであり、⁽²⁾ 明治以来鑑真による創建当初の天平宝字年間から大同弘仁年間に至るまでの幅広い年代が提唱されている。⁽³⁾ そのため、近年の研究では、如宝の活躍年代をもとに金堂建立年代を推測する試みが支持を得ており、特に如宝の戒和上就任年代を宝亀五年（七七五）とする「戒和上次第」の記録が、金堂の建立年代を宝亀年間以降とみる説において補強材料となってきたのである。⁽⁴⁾

この問題について、唐招提寺研究史を編んだ太田博太郎氏は、「戒和上次第」における法進・如宝の僧綱位の就任年が『僧綱補任』と齟齬していることを指摘し、同書がしめす如宝の戒和上就任年についても問題が残ると述べられた。⁽⁵⁾ しかしながら、太田氏の見解は積極的な史料批判を伴わないものであり、以降の先学諸説においても「戒和上

次第」の記録を参照して如宝の活躍年代を推測しているようである。⁽⁶⁾

このように「戒和上次第」は、一部の記録においては疑問が挟まれているものの、ある程度信頼のおける史料として扱われてきたのが現状である。

二 『東大寺要録』および「戒和上次第」の成立年代

『要録』の成立については、安藤更生氏による実見調査にもとづく詳細な研究がある。⁽⁷⁾ まず『要録』は、編者は不明ながら、その序文によって嘉承元年（一一〇六）「聖跡」の廃絶と「流記」の紛失を憂慮し、寺勢回復をはかるために同寺にまつわる伝聞や旧記を収集して編集されたものであることが知られ、当初の体裁は十章十巻から成り立っていたとされる。その後、一部が失われ、また新たな補入や書き入れが適時おこなわれ、長承三年（一一三四）東大寺僧観嚴によって再編集・改裝がなされた。現在、当初の原本は存在せず、観嚴による改裝本に補入記事が加えられた伝本を、仁治二年（一二四二）新禅院寛乗が書写した写本二巻が醍醐寺（以下、醍醐寺本）に、文明十七年（一四八五）順円が書写した写本九冊が東大寺に伝えられている（以下、重文本）。さらに、重文本の奥書によって、醍醐寺本は当初は全巻を具備しており、重文本は醍醐寺本を親本としていることが明らかにされている。現在普及する筒井英俊氏校訂本は重文本を底本としつつ、巻二のみ原本に近いとされる醍醐寺本を採用している。このように、現存の『要録』は当初の原本成立後に数多くの手が加えられているため、記事内容について慎重にならざるを得ない面がある。しかしながら、その一方で本書には『延暦僧録』の逸文をはじめ現在では散逸した貴重な史料を多々引用収録していることから、史料的价值が評価されてきた。

さて、「戒和上次第」は、同書巻第五別当章第七に収録されており、歴代の東大寺戒壇院戒和上、すなわち奈良時代の初代法進より鎌倉時代の第九十二代良詮までの戒和上が録されている。「戒和上次第」の成立年代も安藤氏によって明らかにされているが、氏によると、第五十五代隆暹の記録につづいて「已上要録定已下私注加之」との注記がある。これによって、隆暹までの記録はすでに『要録』原本に記載されていたと考えられ、この五十五代までの戒和上の記録が書写された年代は、収録元である『要録』原本の成立年代である嘉承元年（一一〇六）を下限にできるとする。したがって、第五十六代以降の戒和上の記録は『要録』原本成立後に書き足されたことになろう。

さらに重文本巻五の奥書には「新禅院本云、仁治二年六月八日。於東大寺千手院之蓬屋。以故慈恩院法印御秘藏本書写之。中略。東大寺三論真言末葉行道沙門寛乗」とある。安藤氏によれば筆者である寛乗は、鎌倉時代に律宗の再興に貢献した人物で、東大寺新禅院に住し聖守と称されていた。また新禅院本とは醍醐寺本を指し、故慈恩院法印とは東大寺第九十七代別当頼惠であるという。これらのことから、現行の「戒和上次第」は、仁治二年（一二四一）に寛乗が頼惠所蔵の本を書写したものとわかるのである。

三 「戒和上次第」の本文の検討

では、「戒和上次第」のうち、初代より第十八代までの戒和上の記録を確認していききたい。

まず、初代戒和上が鑑真ではなく法進であり、第二代とされる如宝は「如保」と記されている点に注意したい。つぎに記事全体を眺めると、代を示す数字のあとに名前が記され、名前の下にはいくつかの項目が記される。それらの項目は記載の順序に規則性があるようにみえるものの、当初から統一されていたものではないことがわかる。初代法

一五二

代	名前	就任年	寺	就任年齢	僧綱位	その他
二	知保和上	宝龜五年（774）	乘師寺	八十四	神護景雲二年少僧都	和尚資
三	昌禪和上	延暦五年（786）	元興寺	七十八	延暦八年律師	和尚資
四	豐安	延暦十四年（795）	唐招提寺	記載無し	元年律師、四年少僧都、贈僧正、大同	如保資
五	長恩	大同元年（806）	興福寺	八十一	弘仁四年少僧都、月律師、弘仁四年大僧都	
六	義観	弘仁四年（813）	法隆寺	八十二	弘仁七年律師	
七	慶修	弘仁七年（816）	東大寺	八十五	弘仁九年律師	
八	常詮	天長七年（830）	乘師寺	七十八	天長三年律師、同五年少僧都、同八年大僧都	
九	義達	承和七年（840）	法隆寺	七十三	嘉祥元年律師	同年僧綱
十	善教	承和十二年（845）	興福寺	八十三		紫甲始出僧綱
						職位可綱着
十一	惠隆	仁寿元年（851）	元興寺	七十六	大僧都（僧綱位就任年記載なし）	
十二	玄情	天安二年（858）	東大寺	八十一	大僧都（僧綱位就任年記載なし）	
十三	最教	貞觀八年（866）	東大寺	七十八	律師（僧綱位就任年記載なし）	
十四	常詮	貞觀十五年（873）	元興寺	八十一	律師（僧綱位就任年記載なし）	
十五	良教	元慶二年（878）	法隆寺	七十八	律師（僧綱位就任年記載なし）	
十六	善詮	元慶四年（880）	元興寺	八十餘	律師（僧綱位就任年記載なし）	
十七	祥勢	仁和三年（887）	東大寺	八十二	大僧都（僧綱位就任年記載なし）	
十八	叡南	昌泰二年（899）	東大寺	七十九	律師（僧綱位就任年記載なし）	

検討内容		他史料との照合																	
就任期間	『僧綱補任』の記述	11年	12年	9年	11年	7年	3年	14年	10年	5年	6年	7年	8年	7年	5年	2年	7年	12年	6年
	天平勝安八年律師、宝亀元年少僧都、安龜五年大僧都、宝亀九年入寂。	延暦十六年律師、律宗、栗師寺、大阿闍梨六年入寂。	天慶三年権律師、律宗、元興寺、招提千蔵伝記「切宝弟子」。	延暦年間から弘仁年間に教授師として授戒に参加（弘法大師行化記『等所収』『空海戒歴案』・『伝述』心戒文）。	『日本後紀』逸文（類聚国史、公名）に長重の奏上あり、光定「云述」心戒文、弘仁十四年大僧都、天長三年入寂。	弘仁三年九月律師、律宗、同七年少僧都、同十四年大僧都、同十三年入寂。	全。同七年大僧都、延喜三年入寂、常寛平二年律師、同六年少僧都、戒壇和尚、寛平二年少僧都、仁和三年権律師、律宗、栗師寺、貞観六年律師、或本云齊衡元年入寂、貞観五年以降不見。	記載無し。	記載無し。	貞観六年律師、律宗、戒壇和尚、同十四年正月十五日入寂。	延喜十六年権律師、律宗、元興寺、延長元年入寂。	記載無し。	記載無し。	元慶七年律師、律宗、東大寺、寛平元年少僧都、同二年大僧都、同七年入寂。	延喜五年律師、東大寺、戒壇和尚、同十三年入寂。	6年			
	『僧綱補任』と僧綱歴が紐合。	『僧綱補任』と僧綱歴が紐合。	『招提千蔵伝記』切宝弟子。	延暦年間から弘仁年間に教授師として授戒に参加（弘法大師行化記『等所収』『空海戒歴案』・『伝述』心戒文）。	『日本後紀』逸文（類聚国史、公名）に長重の奏上あり、光定「云述」心戒文、弘仁十四年大僧都、天長三年入寂。	弘仁三年九月律師、律宗、同七年少僧都、同十四年大僧都、同十三年入寂。	全。同七年大僧都、延喜三年入寂、常寛平二年律師、同六年少僧都、戒壇和尚、寛平二年少僧都、仁和三年権律師、律宗、栗師寺、貞観六年律師、或本云齊衡元年入寂、貞観五年以降不見。	記載無し。	記載無し。	貞観六年律師、律宗、戒壇和尚、同十四年正月十五日入寂。	延喜十六年権律師、律宗、元興寺、延長元年入寂。	記載無し。	記載無し。	元慶七年律師、律宗、東大寺、寛平元年少僧都、同二年大僧都、同七年入寂。	延喜五年律師、東大寺、戒壇和尚、同十三年入寂。	6年			

進から第三代昌禪までは、名前に「大僧都」あるいは「和上」が付される。戒和上就任年が項目の最初に記されるのは、第三代昌禪からで、初代法進・第二代如保はそれぞれ「鑑真弟子」、「和尚資」と記したのちに所属寺院から始まる。項目の順序が統一されるのは第五代長恵からで、以降は基本的に代、名前、就任年、所属寺院、就任時年齢、僧綱位といった順で記録されていく。これにより、「戒和上次第」は初代法進から順次脈々と録されてきたものではなく、第五代長恵より以前の記録は複数の原本がもとにされた、あるいは原本をもとに複数の人間の手によってつくられたものと考えられる。

また、第四代豊安については年齢が記されていないが、他の十七人の戒和上はいずれも就任当時七十代後半から八十代半ばといった高齢である。さきにみた徳田氏の見解のように、年長者が戒和上に抜擢されたと率直に受け取ることもできない。しかしながら、第十八代までの戒和上の就任期間は、最長で十四年間、最短で二年間となっている。就任当時の高齢にぐわえ就任期間をあわせて考えると、例えば在任期間十四年の第七代慶修は弘仁七年（八一七）に八十五歳で就任し天長七年（八三一）の九十九歳まで在任していたことになり、同様に第十七代祥勢も仁和三年（八八七）八十歳で就任して昌泰二年（八九九）九十二歳までの在任となり、記録に不自然さが残る。

つづいて、他の史料との比較により「戒和上次第」の記録を検討したい（別表参照のこと）。

今回取り上げた「戒和上次第」記載の十八名のうち僧綱位が記されているものは十四名である。この記録を『僧綱補任』と比較すると、両者の記録に齟齬があるものが八名、『僧綱補任』に記述の無いものが三名、「戒和上次第」に就任年の記載が無く僧綱位のみが一致しているものが三名となった。したがって、「戒和上次第」に記載された十四名の僧綱歴のうち、『僧綱補任』と完全に一致した記録はないことが判明する。

一方、『僧綱補任』の記録から戒和上就任歴が確認できた僧は、第八代常詮、第十三代最教、第十八代叡南で、後述するが他の史料の内容から就任が推測されるのは初代法進と第二代如宝（如保）となった。ただし、奈良末から平安初期にかけての史料には、戒和上を取り上げた記事自体が頻出しないため、これをもって直ちに「戒和上次第」の信憑性を結論づけることはできない。

そこで、「戒和上次第」に記録が無いにも関わらず、他の史料においては戒和上に就任している二名の僧がいることにも注目したい。延暦二十二年（八〇三）に空海、同二十四年（八〇五）に圓澄に戒を授けた泰信と、弘仁三年（八二二）四月十一日に光定に戒を授けた奉実の二名である。⁽⁸⁾「戒和上次第」の記録では、泰信が戒和上を務めていた期間には第四代豊安が、光定受戒時の弘仁三年については第五代長恵が務めていたことになっている。しかしながら、泰信は圓澄の卒伝、奉実は受者本人の光定の手による『伝述一心戒文』に記載があり、ともに信頼できる史料において戒和上の経歴が確認できることから、泰信・奉実両名が歴代の戒和上であったことは史実とみてよいと思われる。よって、泰信・奉実の記録がない「戒和上次第」の記録のほうが不審となるのである。言うまでもなく、空海、圓澄および光定は平安時代初期の著名な僧である。空海の受戒についてはいまだ不明な点が多いので置いておくにしても、「戒和上次第」が代々の記録者によって当代の戒和上を綿々と伝えてきたものであるならば、圓澄の卒伝および受者本人である光定の著作に登場する戒和上を当時の執筆者が記録しなかったとは考え難い。

これらのことから、「戒和上次第」は当初から記録されてきたものではなく、記録者は奈良末平安初期より降った時代の人で、さらに同書の作成時には『僧綱補任』あるいはその原本となった記録を参照せずに執筆されたことが考えられよう。ただし、その一方で、同書に記された三名は少なくとも戒和上には就任していたと考えられるので、そ

れらを記載するために記録者が参照したであろう原本の存在は想定できる。

したがって、奈良末平安初期にかけての「戒和上次第」の戒和上歴代の記録は、史実と一致した極一部を除き、後世の人間の手によってつくられたと考えられる。

先述のように、安藤氏によると現行の「戒和上次第」の第五十五代隆暹までの戒和上の記録は、収録元である『要録』原本成立の嘉承元年（一一〇六）を下限として書写されたという。憶測となってしまうが、この時書写された第五十五代までの「戒和上次第」の原本も嘉承元年をあまり遡らない年代に成立したのではないだろうか。

四 奈良時代末平安時代初期の東大寺戒壇院戒和上の相承

奈良時代末平安時代初期の東大寺戒壇院戒和上には、少なくとも「戒和上次第」記載の三名が認められ、また「戒和上次第」の記録とは別に空海および圓澄に戒を授けた泰信と、光定に戒を授けた奉実の二名が戒和上に就任していたことになる。「戒和上次第」記載の三名は、第八代常詮、第十三代最教、第十八代叡南であったが、『僧綱補任』に戒和上就任についての記載があることから信頼できるものとした。そこで、初代法進と第二代如宝についてみていきたい。

法進は鑑真の高弟で天平宝字三年（七五九）鑑真より東大寺唐禅院を譲り受けたとされ、その際に戒壇院戒和上の役も任されたとされている。『続日本紀』および『僧綱補任』によれば、天平勝宝八年（七五六）に鑑真の大僧都就任と同時に律師として僧綱にくわわり、宝亀元年（七六九）に少僧都、宝亀五年（七七四）に大僧都と歴任し、宝亀九年（七七八）九月二十九日に入寂したという。また『要録』巻四諸院章の唐禅院条の延喜五年（九〇五）三月二十

七日の奥書をもつ「唐禪院師資次第」によると、唐禪院における法進の弟子は空海および光定の受戒に参会している。⁽⁹⁾これら戒壇院における受戒での弟子の活躍をみても、鑑真が法進に唐禪院を譲ると同時に戒和上として受戒の執行を任かせたとみてよいと思われる。

つぎに、如宝は『僧綱補任』によれば、延暦十六年（七九七）に律師に就任、大同元年（八〇六）に大僧都に昇任し、弘仁六年（八一五）に入寂したとされる。如宝は『東征伝』の記事から鑑真とともに来朝した当時は、俗人であったことが知られ、⁽¹⁰⁾さらに在日期間が七五三年から八一五年までの六十二年間であるため、来朝当時は二十歳前後と考えられ、八十余歳で没したと推定されている。

また「戒和上次第」の記録と同様に『僧綱補任』においても、如宝の所属寺院は「薬師寺」とされている。この「薬師寺」については、唐招提寺と地理的に近い平城薬師寺と、戒壇のあった下野薬師寺の両方の可能性が指摘されてきているが、どちらも決め手となる根拠にかける。ただし下野薬師寺の戒壇は、東大寺および筑紫の観世音寺戒壇とならんで天下三戒壇と呼ばれ、鑑真の弟子によって開かれた可能性が高いとの指摘は多い。⁽¹¹⁾

さて、如宝の活躍年代は、「戒和上次第」による宝亀五年（七七四）戒和上就任を除くと、僧綱としての活動は延暦十六年以降である。また『類従三代格』所収の延暦二十三年（八〇四）の太政官符には、唐招提寺の寺領をもちいて同寺で律の講議をおこなうことの許可を求めた如宝の奏上があげられている。⁽¹²⁾したがって、如宝は延暦十六年から僧綱としての活動をはじめ、また延暦二十三年までには唐招提寺に住し、同寺の経営を担っていたことはたしかである。つぎに、如宝が戒和上に就任していたことを示唆する記事は、『日本後紀』弘仁六年（八一五）正月七日の卒伝である。

少僧都伝燈大法師位如宝卒す。大唐人なり。何れの姓かは知らず。戒律を固持し、缺犯有ること無し。咒願に至りては、天下に絶疇す。局量は宏遠にして、大国之風有り。能く一代の壇師に堪えうる者なり。

とある。これによれば、如宝は唐人で姓は不明であるが、戒律を固く守り佛法の規律に叛くことが無く咒願においては天下に名が知られていたといい、大国の風格を持ち「一代の壇師」として相応しい人物であったとも評している。ここにいう「一代の壇師」は戒壇の師を意味していると思われることから、如宝の東大寺戒壇院戒和上就任の履歴を称えたものと考えられよう。

このようなことから、如宝が東大寺戒壇院戒和上に就任していたことは認めてよいと考える。ただし、如宝は天平勝宝六年の来朝時には出家前の俗人であったこと、他の史料で確認できる活躍年代が延暦年間中頃以降であること、さらに「戒和上次第」の記録自体が信用できないことなどから、如宝の戒和上の就任時期についてはなお検討を要する。

以上、「戒和上次第」記載の十八代の戒和上の記録を中心に検討してきたが、奈良時代末から平安時代初期にかけての東大寺戒壇院戒和上は、奈良時代末に法進、奈良時代末から平安時代初期までに如宝、延暦二十二年から同二十四年にかけて泰信、弘仁三年には奉実、天長年間以降延喜年間までは常詮、最教、叡南が就任していたことはたしかであろう。

おわりに

従来、多くの先行研究が引用してきた『要録』所収の「戒和上次第」の奈良時代末から平安時代初期までの古代の

戒和上の記録は、『僧綱補任』をはじめとする同時代の記録が参照されたものではなく、ほとんどが後世の人間の手によってつくられたものと推定できる。

今回の検討では、『戒和上次第』に記載された第九十二代までの戒和上の記録のうち、初代から十八代までの戒和上の記録についてのみを取り上げることとなった。今後の課題として、『戒和上次第』の記録の全容について、嘉承元年を下限とする同書の原本の具体的な成立年代について検討することにした。

註

- (1) 徳田明本「東大寺戒壇院戒和上相承について」『南都仏教』三十九号、一九七七年。
- (2) 承和二年(八三五)豊安撰述の『招提寺建立縁起』(護国寺本『諸寺縁起集』抄録)に、「金堂一字、右少僧都唐如宝、率有縁壇主等、建立如件(以下略)」とある。
- (3) 唐招提寺金堂の建立年代に関する先行研究は、太田博太郎「唐招提寺の歴史」(『奈良六大寺大観』一二、岩波書店、一九六九年)に詳しい。
- (4) 宝亀年間説をとる先行研究は次の通り。
安藤更生「唐招提寺総説」『唐招提寺』近畿日本叢書、一九六〇年。
斎藤孝「唐招提寺伽藍の創立をめぐる問題」『人文論究』一五三、一九六四年。
太田博太郎 前掲註 3。
星山晋也『日本の古寺美術』8 唐招提寺 保育社、一九八七年。
浅井和春「来朝後の鑑真」『名宝日本の美術』7 唐招提寺 小学館、一九九〇年。
- (5) 太田博太郎 前掲註 3。
- (6) 東野治之「初期の唐招提寺をめぐる諸問題」『仏教芸術』二八一号、二〇〇五年。
前園実知雄「考古学から見た唐招提寺の創建と金堂の建立」同右。

『東大寺要録』所収「戒和上次第」について(真田尊光)

(7) 安藤更生「東大寺要録撰述年代の研究」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第七輯、一九六一年。

(8) 空海の受戒は、戒和上に元興寺僧泰信、羯磨師に東大寺僧安暨、教授師に唐招提寺僧豊安、尊証師に東大寺僧安慎、眞良、藥上、西大寺僧勝傳・平福・靈忠、興福寺僧信命、唐招提寺僧安琳によつて執りおこなわれた（『弘法大師行化記』所収「空海戒牒案」および『大日本古文書』家わけ、第七『金剛寺文書』所収の同文書）。拙稿「空海戒牒案について」（『密教学研究』三九号、二〇〇七年）参照。

圓澄の受戒については、『続日本後紀』天長十年（八三三）十月の圓澄卒伝に「（延暦二十四年）其夏四月就唐泰信大僧都受具戒」とある。

一方、光定の受戒は、『伝述一心戒文』にて「弘仁三年四月十一日。於東大寺戒壇院。受具足戒。東大寺伝燈大法師位奉実律師為戒和尚。東大寺伝燈大法師位景深律師為戒羯磨師。招提寺伝燈大法師位豊安律師為戒教授師。招提寺伝燈大法師位慧元律師為戒尊證師。興福寺大僧都伝燈大法師位長慧律師為戒尊證師。東大寺伝燈大法師位肆開律師為戒尊證師。興福寺少僧都燈大法師位修圓律師為戒尊證師。興福寺伝燈大法師位安叡律師為戒尊證師。招提寺伝燈大法師位安琳律師為戒尊證師。菅原寺伝燈大法師位勝照律師為戒尊證師。」と記されている。

(9) 前掲註8、拙稿参照。

(10) 『東征伝』に「相隨弟子楊州白塔寺僧法進、泉州超功寺僧曇靜、台州開元寺僧思託楊州興雲寺僧義靜、衢州靈耀寺法載、寶州開元寺僧法成等一十四人、藤州通善寺尼智首等三人、楊州優婆塞潘仙童、胡国人安如宝、崑崙国人軍法力、瞻波国人善聰、都二十四人」とあり、「胡国人安如宝」と記されている。

(11) 安藤氏が前掲註4書で指摘しているが、弘仁九年（八一八）二月に勝道上人の事蹟を弟子達が記したとされる「補陀洛山建立修行日記」には、下野薬師寺において勝道上人が「忽見鑑真和尚弟子如意僧都與唐人惠雲律師」との記述がある。これによれば、如意僧都、すなわち如宝が法進の弟子惠雲とともに下野薬師寺の戒壇造営に関わっていた可能性は考えられる。

(12) 『類聚三代格』卷二所収「延暦二十三年正月二十二日太政官符」および『日本後紀』卷十二延暦二十三年正月二十二日条。